

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第3号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登	ア 略 イ 共同住宅等又は共同住宅等と非住宅建築物（住戸の部分（人の居住のみの用に供する部分に限る。）及び共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下「共用部分」という。）以外の用途の建築物をいう。以下「非住宅建築物」という。）の複合建築物（以下「複合建築物」という。）の住戸 戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(ケ) 略	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登	ア 略 イ 共同住宅等又は共同住宅等と非住宅建築物（住戸の部分（人の居住の用の用途に供する部分に限る。）及び共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下「共用部分」という。）以外の用途の建築物をいう。以下「非住宅建築物」という。）の複合建築物（以下「複合建築物」という。）の住戸 戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(ケ) 略

改正後		改正前	
	<p>録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)若しくは登録住宅性能評価機関(当該申請に係る建築物が人の居住の用以外の用途に供する部分をも有するものである場合においては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを</p> <p>ウ 共同住宅等の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>a <u>各住戸のエネルギーの消費量の合計に共用部分のエネルギーの消費量を加算して建築物全体のエネルギーの消費量を算定する方法を用いる場合</u> <u>イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及び共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u></p> <p><u>(a) 300㎡以内のもの 9,100円</u>  <u>(b) 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの 2万6,100円</u>  <u>(c) 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 7万8,500円</u>  <u>(d) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 12万4,000円</u>  <u>(e) 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの 15万7,000円</u>  <u>(f) 25,000㎡を超えるもの 19万6,000円</u></p> <p>b <u>各住戸のエネルギーの消費量を合計して建築物全体のエネルギーの消費量を算定する方法を用いる場合</u> <u>イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額</u></p>		<p>録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)若しくは登録住宅性能評価機関(当該申請に係る建築物が人の居住の用以外の用途に供する部分をも有するものである場合においては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを</p> <p>ウ 共同住宅等の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 <u>イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及び共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u></p> <p><u>(a) 300㎡以内のもの 9,100円</u>  <u>(b) 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの 2万6,100円</u>  <u>(c) 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 7万8,500円</u>  <u>(d) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 12万4,000円</u>  <u>(e) 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの 15万7,000円</u>  <u>(f) 25,000㎡を超えるもの 19万6,000円</u></p>

改正後		改正前	
	<p>証する書類をいう。) 又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体</p> <p>(ア) 共用部分がある場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>a <u>非居住部分以外の部分についてウの(ア) aの方法を用いる場合 イの(ア) から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額、ウの(ア) a (a) から(f)までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額及び非住宅の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u></p> <p>(a) <u>300㎡以内のもの 9,100円</u></p> <p>(b) <u>300㎡を超え、2,000㎡以内のもの 2万6,100円</u></p> <p>(c) <u>2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 7万8,500円</u></p> <p>(d) <u>5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 12万4,000円</u></p> <p>(e) <u>10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの 15万7,000円</u></p> <p>(f) <u>25,000㎡を超えるもの 19万6,000円</u></p> <p>b <u>非居住部分以外の部分についてウの(ア) bの方法を用いる場合 イの(ア) から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの(ア) a (a) から(f)</u></p>		<p>証する書類をいう。) 又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体</p> <p>(ア) 共用部分がある場合 <u>イの(ア) から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額、ウの(a) から(f)までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額及び非住宅の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u></p> <p>(a) <u>300㎡以内のもの 9,100円</u></p> <p>(b) <u>300㎡を超え、2,000㎡以内のもの 2万6,100円</u></p> <p>(c) <u>2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 7万8,500円</u></p> <p>(d) <u>5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 12万4,000円</u></p> <p>(e) <u>10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの 15万7,000円</u></p> <p>(f) <u>25,000㎡を超えるもの 19万6,000円</u></p>

改正後			改正前		
		<p><u>までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</u></p> <p>(イ) 共用部分がない場合 イの (ア) から (ケ) までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの (ア) a (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>オ 非住宅建築物 エの (ア) a (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額</p>			<p>(イ) 共用部分がない場合 イの (ア) から (ケ) までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>オ 非住宅建築物 エの (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額</p>
	(2) その他の場合の認定申請に対する審査	<p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 共同住宅等の建築物全体</p> <p>(ア) 共用部分がある場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>a <u>(1) の項ウの (ア) aの方法を用いる場合 イの (ア) から (ケ) までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及び共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u></p> <p><u>(a) 300㎡以内のもの 10万6,000円</u></p> <p><u>(b) 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの 17万6,000円</u></p> <p><u>(c) 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 27万4,000円</u></p> <p><u>(d) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 35万2,000円</u></p>		(2) その他の場合の認定申請に対する審査	<p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 共同住宅等の建築物全体</p> <p>(ア) 共用部分がある場合 <u>イの (ア) から (ケ) までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及び共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u></p> <p><u>(a) 300㎡以内のもの 10万6,000円</u></p> <p><u>(b) 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの 17万6,000円</u></p> <p><u>(c) 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 27万4,000円</u></p> <p><u>(d) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 35万2,000円</u></p> <p><u>(e) 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの 42万1,000円</u></p> <p><u>(f) 25,000㎡を超えるもの 49万円</u></p>

改正後			改正前		
		<p><u>(e) 10,000㎡を超え, 25,000㎡以内のもの 42万1,000円</u></p> <p><u>(f) 25,000㎡を超えるもの 49万円</u></p> <p><u>b (1) の項ウの (ア) bの方法を用いる場合 イの (ア) から (ケ) までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体</p> <p>(ア) 共用部分がある場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>a 非居住部分以外の部分について (1) の項ウの (ア) aの方法を用いる場合 イの (ア) から (ケ) までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額, ウの (ア) a (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額及び非住宅の部分の床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額を合算した額</u></p> <p><u>(a) 300㎡以内のもの 23万5,000円</u></p> <p><u>(b) 300㎡を超え, 2,000㎡以内のもの 37万5,000円</u></p> <p><u>(c) 2,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 53万4,000円</u></p> <p><u>(d) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 65万6,000円</u></p>			<p>(イ) 略</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体</p> <p>(ア) 共用部分がある場合 <u>イの (ア) から (ケ) までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額, ウの (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額及び非住宅の部分の床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額を合算した額</u></p> <p><u>(a) 300㎡以内のもの 23万5,000円</u></p> <p><u>(b) 300㎡を超え, 2,000㎡以内のもの 37万5,000円</u></p> <p><u>(c) 2,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 53万4,000円</u></p> <p><u>(d) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 65万6,000円</u></p> <p><u>(e) 10,000㎡を超え, 25,000㎡以内のもの 77万3,000円</u></p> <p><u>(f) 25,000㎡を超えるもの 88万2,000円</u></p>

改正後			改正前		
		<p>(e) <u>10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの 77万3,000円</u></p> <p>(f) <u>25,000㎡を超えるもの 88万2,000円</u></p> <p>b <u>非居住部分以外の部分について(1)の項ウの(ア) bの方法を用いる場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの(ア) a (a)から(f)までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</u></p> <p>(イ) 共用部分がない場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの(ア) a (a)から(f)までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>オ 非住宅建築物 エの(ア) a (a)から(f)までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額</p>			<p>(イ) 共用部分がない場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの(a)から(f)までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>オ 非住宅建築物 エの(a)から(f)までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額</p>
2～4 略			2～4 略		
備考 略			備考 略		
別表第7 (第2条関係)			別表第7 (第2条関係)		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物エネルギー	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物エネルギー

改正後			改正前		
<p>第53号)第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下2の項において同じ。)の認定の申請(2の項に掲げる申請を除く。)に関する事務</p>	<p>物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請に対する審査</p>	<p>消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出がある場合 (ア)略 (イ)非居住部分を有しない共同住宅等 床面積(住戸及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分以外の部分の床面積(当該建築物に共用部分がある場合において、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)に基づき非居住部分以外の部分のエネルギー消費量(同令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量, 同号イに規定する基準一次エネルギー消費量又は同令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)</u>を単位住戸(同令第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。)のエネルギー消費量を合計して算定する場合は、共用部分の床面積を除く。以下この項(1)ア(エ)において同じ。)をいう。以下この項(1)イ(イ)並</p>	<p>第53号)第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下2の項において同じ。)の認定の申請(2の項に掲げる申請を除く。)に関する事務</p>	<p>物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請に対する審査</p>	<p>消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出がある場合 (ア)略 (イ)非居住部分を有しない共同住宅等 床面積(住戸及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分以外の部分の床面積をいう。以下この項(1)イ(イ)並びに5の項(1)イ及び(2)イにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

改正後			改正前		
		びに5の項(1)イ及び(2)イにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a～d 略 (ウ)及び(エ) 略 イ その他の場合 (ア) 一戸建ての住宅 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合  (a)及び(b) 略 b 略 (イ)～(エ) 略			a～d 略 (ウ)及び(エ) 略 イ その他の場合 (ア) 一戸建ての住宅 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・ <u>国土交通省令第1号</u> )に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合 (a)及び(b) 略 b 略 (イ)～(エ) 略
	(2) 略			(2) 略	
2～4 略			2～4 略		
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準(同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合している旨の認定の申請	(1) 略 (2) その他の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 略 (イ) 性能基準等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合 a <u>モデル住宅法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市</u>	5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準(同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合している旨の認定の申請	(1) 略 (2) その他の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 略 (イ) 性能基準等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合 a <u>200㎡未満のもの 3万5,400円</u>

改正後			改正前		
に関する事務		<p><u>長が別に定めるものをいう。)</u>  <u>による場合 ア (ア) に掲げ</u>  <u>る床面積の区分に応じ、それ</u>  <u>ぞれ定める額</u></p> <p>b <u>その他の場合</u>  (a) <u>200㎡未満のもの</u> 3万  5,400円  (b) <u>200㎡以上のもの</u> 3万  9,600円</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (ア) 略  (イ) 性能基準等 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合  a <u>フロア入力法 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)</u>  <u>による場合 イ (ア) に掲げ</u>  <u>る床面積の区分に応じ、それ</u>  <u>ぞれ定める額</u></p> <p>b <u>その他の場合</u>  (a) <u>300㎡未満のもの</u> 7万  1,500円  (b) <u>300㎡以上、2,000㎡未満のもの</u> 11万9,000円  (c) <u>2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの</u> 20万3,000円  (d) <u>5,000㎡以上のもの</u> 29万</p>	に関する事務		<p>b <u>200㎡以上のもの</u> 3万  9,600円</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (ア) 略  (イ) 性能基準等 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合  a <u>300㎡未満のもの</u> 7万  1,500円</p> <p>b <u>300㎡以上、2,000㎡未満のもの</u> 11万9,000円</p>

改正後			改正前		
		1,000円			c <u>2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの</u> <u>20万3,000円</u> d <u>5,000㎡以上のもの</u> <u>29万1,000円</u>
ウ及びエ 略			ウ及びエ 略		
6及び7 略			6及び7 略		
備考 略			備考 略		

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。